

給付型奨学金

平成31年度に専修学校専門課程進学を希望する皆さんへ 沖縄独自の給付型奨学金募集要項

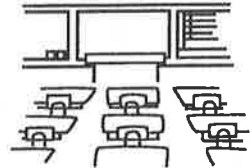
目 次

1. 沖縄独自の給付型奨学金の概要……………2p
2. 申込資格と基準……………3p
3. 採用候補者の決定・給付奨学生の採用……………5p
4. 奨学金の交付から修了まで……………5p
5. 給付奨学金の申込み等の手順……………7p
6. 住民税非課税世帯に関する証明書類……………8p

◎知っておいてほしいポイント

1. 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、財団)の給付型奨学金は国費を財源として、意欲と能力のある学生で経済的に修学困難な学生の専修学校専門課程(以下、専門学校)への進学を後押しするため、返済義務のない奨学金を交付するものです。給付奨学金の交付を受ける学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。
2. 奨学金の交付開始後も適格認定があり、学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります。また、学業成績が著しく不振の場合や給付奨学生として相応しくない行為があった場合には、交付済みの奨学金について返還していただくことがあります。
3. お申し込みの窓口は、在籍する高等学校等(又は出身校)です。採用候補者の採択の結果は、在籍する高等学校等(又は出身校)に通知します。
4. 予約採用により採用候補者に決定しても、まだ給付奨学生になったわけではありません。専門学校に進学後、所定の手続きを行ってはじめて正式に給付奨学生として採用されます。
5. 奨学金は進学後に振り込まれます。進学前に必要となる「入学金」などに利用することはできません。
6. 進学先の専門学校によっては、財団の本給付型奨学金を取り扱っていない場合があります。

◎給付奨学金に関する手続き



1. 申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、提出期限等を確認します。

必要書類を高等学校等に提出します。

(財団は、高等学校等からの推薦により、審査・採用候補者決定を行います。)

※ 高卒認定試験合格者等は、高等学校等からの推薦に代わり、合格した科目の評価等に基づき財団で審査しますので、直接ご相談ください。

2. 採用候補者決定(選考結果の通知)

採用候補者になった人には、財団から「採用候補者決定通知」を交付(郵送)します。

3. 進学・採用

採用候補者は専門学校進学決定後、「進学届」等を提出することにより、「給付奨学生」として正式に採用されます。

給付奨学生となった人は、進学先の専門学校に「誓約書」等を提出します。

また、財団に対して、「誓約書」など給付等に必要の手続書類を提出します。

⇒ 奨学金の振込開始

4. 奨学金交付中

継続して交付を受けるため、在学中も手続きが必要となります。

・在籍確認(基本的に毎年10月)

・「給付奨学金継続願」の提出(毎年12月～2月頃) ⇒ 給付奨学生としての適格性の審査(適格認定)

沖縄独自の給付型奨学金制度

1. 沖縄独自の給付型奨学金の概要

(1) 制度の趣旨

本奨学金は、沖縄の子供たちが家庭の経済状況にかかわらず進学の手機を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行うことを目的とするものである。

(2) 給付方法・給付期間

給付方法	進学後、誓約書の提出を確認し、原則として毎月1回本人名義の口座に振り込み(注1)
給付期間	平成31年4月分から卒業する(修業年限の終期)まで

なお、毎年給付奨学生としての資格があるかを審査し、その結果によっては次年度の交付を見送る場合や、交付済みの奨学金の返還を求める場合があります。

(注1)通信教育課程に進学する人は、(3)給付金額①月額の下段の表を参照してください。

(3) 給付金額

① 月額

次の表のとおり、進学先学校の設置者(国立、公立、私立)・通学形態(自宅通学、自宅外通学)により決まります。

進学先	国立 (注2)		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
専修学校 (専門課程)	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

(注2) 進学した国立の専門学校で授業料の全額免除を受ける人は、給付金額が減額されません。(自宅外通学:3万円→2万円、自宅通学:2万円→0円)。

通信教育課程に進学する人については次の表のとおりです。

受講の形態	対象・資格	給付期間(回数)	給付額	
夏期・冬期 スクーリング	正科生	面接授業を受ける 年度について1回	年額5万円	
通年スクーリング	通年の面接授業を 受ける人	面接授業を受ける期間に ついて月額	自宅 3万円	自宅外 4万円

(4) 給付奨学金の対象校

給付奨学金の対象となる学校は、専修学校(専門課程)です。ただし、正規の学生である場合に限り(専修学校(高等課程・一般課程)や各種学校は対象外です)。

(5) 給付奨学金の対象となる分野

給付奨学金の対象となるのは、専門学校において、主として観光分野又は情報通信分野を学ぶ学生としております。

「観光分野」: 語学関連、調理関連、美容関連、旅行関連などを含む

「情報通信分野」: デジタルデザイン関連などを含む

なお、上記以外の医療や福祉及び芸能など、観光分野や情報通信分野以外の分野を学ぶ学生の場合において、その学生が卒業後、これらの資格・技術を活かして、沖縄県の観光産業や情報通信産業の発展に貢献していくことの人生設計を提出「レポート」(11ページ様式参照)で確認・評価された場合には、関連する分野として対象とします。

また、沖縄のリーディング産業である観光分野や情報通信分野以外の分野においても、沖縄の振興に資するよう多様な人材育成を図る観点から各学校毎に1名の特別推薦枠を設けております。

(6) 他の奨学金・支援制度との併用

日本学生支援機構の貸与型奨学金	日本学生支援機構の給付型奨学金	国立の専門学校における授業料減免	その他の奨学金・支援制度
<p>以下のいずれも併用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種奨学金(無利子) ・第二種奨学金(有利子) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 	併用は不可とします。	<p>国立の専門学校の授業料の全額免除を受ける場合には、交付金額が減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅外通学 3万円 → 2万円 ・自宅通学 2万円 → 0万円 <p>※国立専門学校の授業料の一部免除及び入学料免除、公立・私立の専門学校の授業料等減免を受けても、交付金額は減免されません。</p>	<p>沖縄独自の給付型奨学金は、その他の奨学金・支援制度との併用も可能です。</p> <p>※なお、実施主体によっては、他団体が実施する奨学金との併用を制限している場合があります。</p>

2. 申込資格と基準

(1) 申込資格

平成31年度に専門学校へ進学する希望を持っている人(注3)で意欲と能力を有し、以下のいずれかに該当する人が申し込みます。

住民税非課税世帯

又は

生活保護受給世帯

(注3) 次に①～③のいずれかに該当する必要があります。但し、過去に大学等の上級校に入学したことがある場合、申込資格はありません。

- ①平成31年3月末に沖縄県に所在する高等学校等を卒業予定の人
- ②沖縄県に所在する高等学校等を卒業後2年以内の人
- ③高卒認定試験合格者で合格後2年以内の人または合格する見込みの人
(但し、当該試験合格時に沖縄県に住所を有する者)

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在籍する高等学校等(又は出身校)へ提示の上、申込資格を満たしているか確認して下さい。

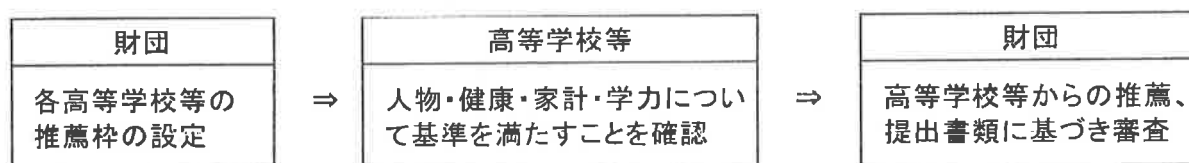
申込資格	在留資格(注4)
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(注5)
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在
	4 留学、研修、家族滞在
	5 特定活動

(注4) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」によるものです。

(注5) 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限り申込資格があります。

(2) 基準

【推薦～審査の流れ】



※高卒認定試験合格者は、高等学校等からの推薦に代わり、合格した科目の評価等に基づき財団で審査します。

① 家計基準



※家計支持者・・・父母。同一世帯に父母いずれもいないときは、代って家計を支えている人(8ページ参照)

② 資質・学力基準

進学後の修学意欲が高く、専門学校卒業後の人生設計(沖縄の経済社会への貢献など)を有していること。

進学先の専門学校において、学びを継続していくための基礎的学力を有していること。

③ 人物・健康基準

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあり、修学に耐え得るものと認められること。

3. 採用候補者の決定・給付奨学生の採用

採用候補者の決定から給付奨学生の採用まで

【進学前(高等学校等在学中)】



【専門学校進学後】



なお、進学前、期限内に[進学届]を提出しなければ給付奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。また、採用後、「誓約書」に署名・押印の上、期限までに提出しなかった場合は採用が取り消されます。

4. 奨学金の交付から修了まで

(1) 口座振込による交付

奨学金は、給付奨学生本人名義の口座に振り込んで交付します。利用できる金融機関及び口座は次の表のとおりです。

【奨学金振込口座】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部除く)、農協、漁協	信託銀行、外資系銀行、新生銀行、ネットバンク(あおぞら銀行、セブン銀行等)
口座	本人名義の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

(2) 振込開始時期

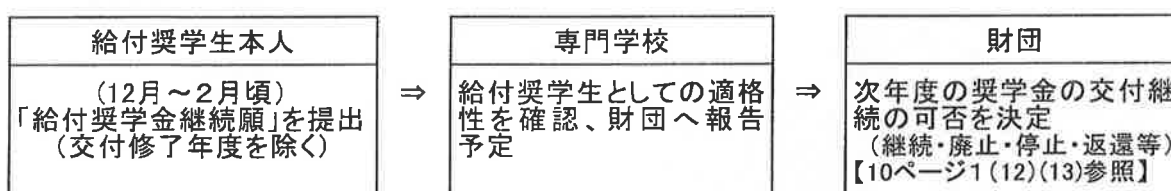
振込開始時期は財団への「誓約書」等の必要書類が提出された時期により異なります。

(3) 適格認定

給付奨学生に採用された後も、給付奨学生として適格性を保ち続ける必要があります。

そのため、毎年度学力等について給付奨学生としての適格性を審査し、翌年度の奨学金交付の可否等を決定します。

【適格認定の流れ】



※交付が修了する年度は「給付奨学金継続願」の提出は不要ですが、専門学校による適格認定は行われます。

※「給付奨学金継続願」の提出を受けての適格認定のみならず、年間を通じて、給付奨学生として適格性を審査します。

(4) 在籍確認

給付奨学生が進学先の専門学校に在籍していることを確認するため、定期的に在籍状況について報告を求める予定です。

定められた期限までに報告がないときは、奨学金の交付が止まります。

(5) 交付の終了

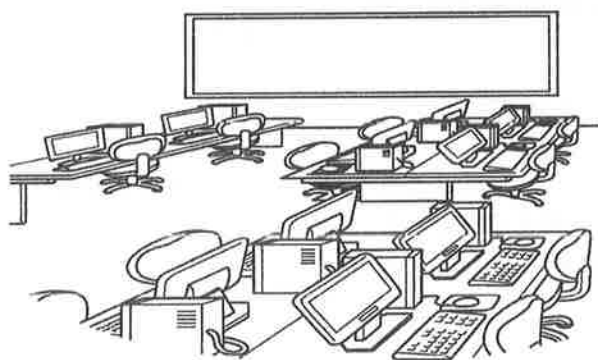
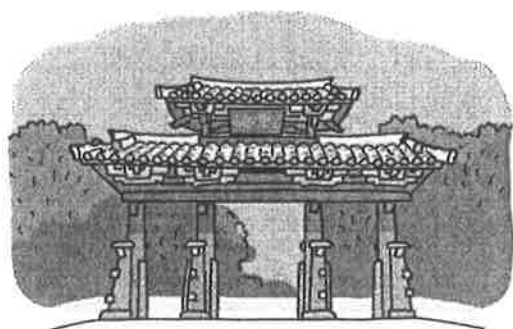
次の事由により、奨学金の交付が終了します。

- ①満期： 予定していた期間の交付が完了したとき。
- ②辞退： 奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
- ③退学： 専門学校を退学したとき。
- ④廃止： 成績不振・学校処分等により給付奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤死亡： 給付奨学生本人が死亡したとき。

(6) 給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合、交付済みの奨学金について返還を求める場合があります。

返還の方法は基本的に貸与奨学金の例にならうものとしませんが、返還の方法等を定めた書類を提出する必要があります。



5. 給付奨学金の申込み等の手順

(1) 申込期限・提出期限の確認

在籍する高等学校等(又は出身校)に、提出期限を確認してください。

※ 締切りは学校によって異なりますので、募集時期を逃がさないよう注意してください。



(2) 申込内容の確認

本募集要項を読み、奨学金の給付金額や申込資格等を確認してください。

・給付金額	2ページ掲載	・申込資格と基準	3ページ掲載
-------	--------	----------	--------



(3) 申込書類の用意

申込みに必要な書類をととのえ、決められて期限までに高等学校等に提出してください。

①「沖縄独自の給付型奨学金確認書(申込書)」 【9～10ページ参照】

②「住民票謄本」 【8ページ参照】
(続柄、本籍地及び世帯主の記載・マイナンバーの記載のないもの)

③本人の「戸籍抄本」

④「本人名義の預金(通帳)口座の通帳コピー」
※口座名義人(学生本人)、口座番号が確認できるページをA4用紙へコピーしてください。
なお、ゆうちょ銀行の通帳は見開き2ページ目に掲載されていますのでご注意ください。

⑤「平成30年度住民税(非)課税証明書」 【8ページ参照】

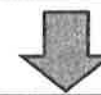
⑥「レポート」:(該当する場合のみ提出) 【3・11ページ参照】
※医療や福祉及び芸能など、観光分野や情報通信分野以外の分野を学ぶ学生の場合においては、卒業後、これらの資格・技術等を活かして、沖縄県の観光産業や情報通信産業の発展に貢献していきたいとする人生設計に関するレポートを提出してください。
なお、特別推薦の学生については、レポートの提出は不要です。



(4) 申込書類の提出

申込書類を在籍する高等学校等(又は出身校)へ提出します。

※ 前記の(3)にある①～⑥の順番で書類を重ね、上部2か所をホッチキス留めにしてください。



(5) 申込手続き完了

6. 住民票に関する証明書類

本人及び父母が記載されている住民票謄本で、続柄、本籍地及び世帯主の記載あり、マイナンバーの記載なしのものを取得してください。

なお、住民票謄本に本人及び父母のうち、記載されていない者（進学による別居、単身赴任等）がいる場合、住民票謄本に記載されていない者の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載）も併せて提出してください。（注6～7）

（注6）父母には養父母・岳父母を含みます。

（注7）死亡、離婚を前提とした別居、DVによる避難に該当する場合は、本人と同居していない父母は「いない」扱いになります。

7. 住民税非課税世帯に関する証明書類

(1) 家計支持者について

住民税非課税世帯に関する証明書類が必要な人（家計支持者）は、本人（申込者）と同一世帯の父母です。

同一世帯の父母がいない場合は、本人（申込者）の生計を支えている人の住民税非課税世帯に関する証明書類が必要です。（注6～8）

（注8）親権者のいずれか1人が単身赴任（海外を含む）している場合も同一世帯に含まれます。

(2) 住民税非課税世帯等に関する証明書類について

家計支持者が住民税非課税または生活保護受給中の場合は、以下の書類を提出してください。

対 象	証明書類
家計支持者（2人いる場合は2人とも）が住民税非課税	平成30年度住民税（非）課税証明書（注9～10） ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの
家計支持者が生活保護受給中	平成30年度住民税（非）課税証明書 又は、 生活保護受給証明書（直近3か月以内に発行されたもの）（注11～13）

（注9）家計支持者が2人いる場合は2人とも提出してください。

（注10）市町村民税の所得割額が非課税：0円であることを確認できるものをご用意ください。

（注11）家計支持者の氏名が記載されているものを提出してください。

（注12）発効日の記載の無いものは認められません。

（注13）生活保護決定（変更）通知書等も3か月以内の保護費にかかるものであれば認めます。

(3) 住民税（非）課税証明書を取得する際の注意点

① 役場に「住民税（非）課税証明書」という名称の証明書が見当たりません。

⇒ 「住民税（非）課税証明書」の名称は、市町村によって異なる場合があります。
市町村民税の「所得割額」が記載された証明書を取得してください。
（例）：「所得証明書」、「課税証明書」等

② 何年度と書いてある証明書を取得すればよいのでしょうか。

⇒ 「平成30年度（平成29年分）」の住民税（非）課税証明書を取得してください。
なお、「平成29年度（平成28年分）」の証明書では認められません。

③ 市（町村）民税所得割額の欄が空白や「*」となっていますが、非課税ということですか。

⇒ 市町村民税所得割額が「0円」であることを確認できる証明書を取得してください。
「所得割額」の欄が空白や「*」となっている証明書では認められません。
（注14）課税のために必要な書類を提出していないことが考えられますので、お住まいの市町村の役場にお問い合わせの上、所定の手続きをとってください。

1. 給付奨学金の交付に係る事項

【給付奨学金の交付期間】

- (1) 給付奨学金の交付の始期は財団が採用を決定したときとし、交付の終期は、給付奨学生(以下「奨学生」という。)の在学する専門学校の課程の修業年限の終期とします。ただし、交付の始期は当該年度の4月までを限度として在学する専門学校に入学した月まで遡ることができます。

【誓約書】

- (2) 採用が決定された奨学生は在学学校長を経て、財団が定める期限までに親権者又は未成年後見人(本人が未成年の場合)と連署、押印した誓約書を提出する必要があります。
- (3) 財団が定める期限までに誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに交付された奨学金がある場合には、その全額を財団に返還するものとします。

【振込】

- (4) 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く。)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部除く)、農協または漁協のいずれかに開設された本人名義の口座に振り込まれます。(信託銀行及びその他の一部銀行では取り扱っていません。)
- (5) 奨学金は毎月1月分ずつ交付することを基本とし、特別な事情のある時は2か月分以上を合わせて交付するものとします

【月額の変更】

- (6) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「給付月額変更願(届)」の届出が必要です。
この届出を怠ると奨学金の交付が廃止されることがあります。また、自宅通学の給付月額を受けていた者が、自宅外通学に変わり給付月額の変更を届け出る場合、自宅外通学を証明する書類を在籍する専門学校に提出する必要があります。
- (7) 国立の専門学校において、授業料の全額免除の措置を受けているときは給付月額が減額されますが、授業料の全額免除の措置を受けなくなったときは、当該の月から給付月額を減額前の金額に変更することができます。

【奨学金交付中の手続等】

- (8) 奨学生は在学専門学校長あてに毎年度「給付奨学金継続願」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません(最終学年においては、「給付奨学金継続願」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性についての認定を受けなければなりません)。
- (9) 奨学生は、財団の指定する期間内に「在籍報告」を行わなければなりません。
- (10) 奨学生は次の場合、速やかに在学専門学校長を経て財団に届出をしなければなりません。
ア 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき。
イ 本人の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
ウ 奨学金を辞退するとき。
- (11) 奨学生が死亡したとき、相続人は速やかに在学専門学校長を経て財団に届け出なければなりません。
- (12) 財団は在学専門学校長の適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。
- (13) 財団は在学専門学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止になった事由の内容、程度によっては諸規定の定めに基づき、それまでに交付した奨学金のうち前回の適格認定以降交付した奨学金について返還を求めることがあります。
ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
ウ 学業成績が著しく不振又は品行が不良となったとき。
エ 財団が求める諸手続(在籍確認、住所変更届等)を怠る等、奨学生として適当でないとき。
オ 家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。
カ 「給付奨学金継続願」を提出しなかったとき。
キ その他、特別な事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (14) 奨学金の申込時に「給付型奨学金確認書(申込書)」に記載すべき事項を故意に記載せず、または虚偽の記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額または一部を指定された期日までに返還するものとします。
- (15) 奨学生はいつでも在学専門学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (16) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり学専門学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することができます。
- (17) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者又は未成年後見人に本人の連絡先情報を求めることがあります。

2. 交付済み奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した後、財団は在学専門学校長を通じて、又は財団から、当該学生に対し、奨学金の廃止の決定とともに返還すべき金額や返還の方法等について通知します。当該学生は、返還の方法等を定めた書類に署名・押印した上で財団が定める期限までに財団に提出しなければなりません。なお、返還期間、割賦額、返還方法及び延滞した場合の措置等について、財団の諸規程の定めに従うものとします。

【その他手続等】

- (2) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で財団に届け出なければなりません。また、財団が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

3. 採用されなかった場合等の給付型奨学金確認書(申込書)の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付型奨学金確認書(申込書)は無効となります。なお、その場合、給付型奨学金確認書(申込書)等は返却しません。学校又は財団が責任をもって廃棄します。

その他上記以外の取扱いについては、財団の諸規程の定めによります。

